

●独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計		
300万円	124,000	64,500	188,500		62,000	126,500	188,500		0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000		0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000		0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000		0円

●夫婦子二人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000		0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000		0円

※1 夫婦子二人の場合、子供のうち一人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※2 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※3 住民税には、均等割は含まれていません。

※4 税源移譲前の所得税及び住民税には、定率減税額を差し引く前の金額となっています。

② 所得税と個人住民税の納付方法によって、税源移譲の影響が出る時期にズレがあります。

たとえば、サラリーマンの方のように、毎月の給料から税金を天引きされている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料から、それぞれ実施されますので、税源移譲の影響は、税負担の減少が先行されます。

その一方で、事業をされている方は、個人住民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年3月の確定申告から、それぞれ実施されますので、税源移譲の影響は、税負担の増加が先行されます。

◆ 定率減税の見直し

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。

この定率減税の額は、平成17年度分までは所得割額の15%相当額(4万円が上限額)となっていました。平成17年度の国の税制改正により、平成18年度分は所得割額の7.5%相当額(2万円が上限額)となりました。

また、平成18年度の国の税制改正により、平成19年度分から廃止されることになりました。

●個人住民税 (地方税)

平成17年度分	平成18年度分	平成19年度分以後
所得割額の15%を控除 (4万円を上限)	所得割額の7.5%を控除 (2万円を上限)	廃止

※ たとえば、所得割額が10万円の場合、平成17年度分については、所得割から控除される金額は15,000円(10万円×15%)でしたが、平成18年度分は7,500円(10万円×7.5%)となり、所得割額から控除される額が7,500円少なくなり、平成19年度分からは廃止されます。

・・・国から地方へ・・・平成19年から税源移譲によって

個人住民税が変わります

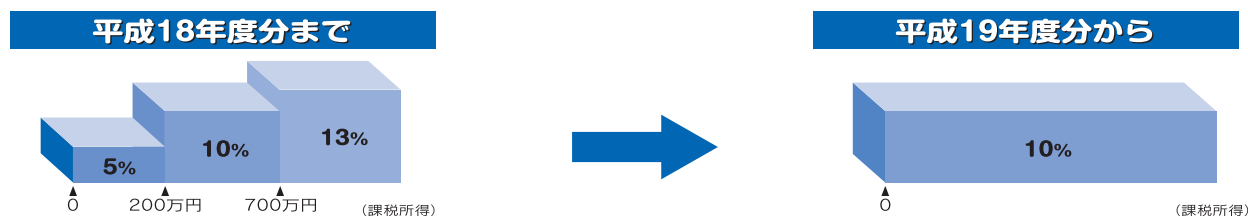
地方自治体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、平成18年度の国の税制改正によって、国税である所得税の一部(3兆円規模)を地方税である個人住民税へ移すことになりました。

このことを税源移譲と言い、この税源移譲により、平成19年から、所得税と個人住民税の税額が変わります。

◆ どう変わるの？

個人住民税には、所得に応じてご負担いただく所得割と、みなさまに一定額を均等にご負担いただく均等割があります。

この所得割の税率が、現在の3段階(5%、10%、13%)から一律10%に変わります。



計算例

◎たとえば、課税所得が300万円の場合…

$$200\text{万円} \times 5\% + (300\text{万円} - 200\text{万円}) \times 10\% = 20\text{万円}$$

◎たとえば、課税所得が300万円の場合…

$$300\text{万円} \times 10\% = 30\text{万円}$$

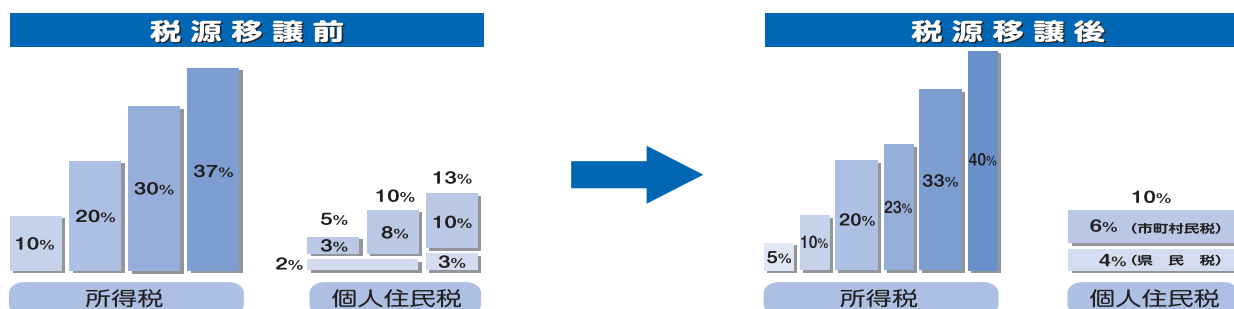
増加分の10万円は、所得税から減税されます。

◆ 税源移譲のポイント

- ① 所得税は減少、個人住民税は増加となりますが、所得税と個人住民税を合わせた税負担は変わりません。

税源移譲による個人住民税所得割の税率を一律10%にすることに伴い、国の所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります。(下図をご参照ください。)

この結果、たとえば、課税所得200万円以下の部分は、個人住民税所得割の税率が5%から10%に引き上げられますが、その分、所得税の税率が10%から5%に引き下げられますので、所得税と個人住民税を合わせた全体の税負担は変わりません。



※ 個人住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差がありますので、両税を合わせた税負担に変動が生じないよう、この差額が調整されています。